

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	小児医療費助成関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

総社市は、小児医療費助成関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

岡山県総社市長

## 公表日

令和7年9月8日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児医療費助成関係事務
②事務の概要	総社市小児医療費給付条例(平成17年3月22日条例第133号)及び総社市小児医療費給付条例施行規則(平成17年3月22日規則第69号)に基づき、小児の医療費の一部を助成することにより、その健康増進を図り、もって小児の健全な育成を支援することを目的として事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で利用する。 1. 受給資格申請の受付、認定、資格者証の発行事務 2. 審査支払機関からの請求の審査、レセプト返戻 3. 償還払医療費申請の受付、審査、支給処理
③システムの名称	福祉医療システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
小児医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2号 総社市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	照会:番号法第19条第9号 提供:なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 こども課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総社市中央一丁目1番1号 総務部総務課 (TEL.0866-92-8218)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総社市中央一丁目1番1号 保健福祉部こども課子育て支援係 (TEL.0866-92-8268)
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、小児医療費助成関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力</li> <li>・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管</li> <li>・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等</li> </ul>	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ <input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]      <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	福祉医療システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードやパスワード等による認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月22日	「IVリスク対策」の追加	-	-	事後	様式変更による
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	『番号法第19条第14号による特定個人情報保護委員会規則』	『番号法第19条第17号による特定個人情報保護委員会規則』	事後	法律の改正による
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和7年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和7年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和7年8月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2号に基づき市が制定する条例	番号法第9条第2号 総社市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第1の項	事後	最新情報に更新したことによる
令和7年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第17号による特定個人情報保護委員会規則	照会: 番号法第19条第9号 提供: なし	事後	最新情報に更新したことによる
令和7年8月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課行政係	総務部総務課	事後	機構改革による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か: 十分である 【判断の根拠】マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、小児医療費助成関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	事後	様式変更による
令和7年8月1日	IV リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	-	もっとも優先度が高いと考えられる対策: 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 当該対策は十分か: 十分である 【判断の根拠】福祉医療システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードやパスワード等による認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更による